

きそほうじん

発行所：(株)木曾法人会 ☎ 0264 (22) 4243

編集：広報委員会

印刷：木曾オールプリント(株) ☎ 0264 (21) 3166



令和7年2月発行

No. **107**
2025 / FEB.

目次

- 2 会長あいさつ
- 3 木曾税務署長新年のごあいさつ
- 4～5 税についての作文 表彰
- 6 青年部・女性部・支部活動
- 7 大同生命保険・AIG 広告
- 8 アフラック 広告・視察研修旅行
- 9 会員企業のご紹介
- 10～11 税金Q&A
- 12 税務署からのお知らせ
- 13 受賞のご報告・県連からのお知らせ
- 14 事務局日誌



— 御杣始祭（みそまはじめさい） —

令和7年6月上旬、二十年に一度、伊勢神宮の御正殿を建て直す「式年遷宮」の祭事のひとつである「御杣始祭（みそまはじめさい）」が木曾山で行われます。三ツ紐伐りという古式ゆかしい手法で寝かされた（木を伐り倒すことをこの様に言う）2本の御神木は、伊勢神宮に向かう前に奉曳車（ほうえいしゃ）に積み、奉祝行事である「御神木祭」でお木曳きが行われます。



新春のご挨拶



木曾法人会長 大沢 謙一

「変化と対峙する覚悟が求められる年です。」

新年あけましておめでとうございます。会員の皆様ならびに木曾税務署をはじめとする関係各位の皆様には、日頃、木曾法人会の運営にご尽力賜り心から感謝申し上げます。今年も何卒よろしく願い申し上げます。今年は穏やかな元旦を迎えることができました。昨年のご挨拶では『「災い転じて福となす」と「終わり良ければ全てよし」を心得として良き一年にしましょう。』と申しました。どのような一年だったでしょうか。さて、今年は巳年です。巳年は縁起がいいとされています。いろいろなものが巳の脱皮に例え、生まれ変わる、再生するということのように。我が国は様々な困難を抱え、いろいろな端緒に悪きこと垣間見える、そんな国です。今こそ再生を果たし、悪きは改め世の中良き塩梅になるような年であって欲しいと願います。物事はなるようにしかならないのが世の常、でもその方向を良き方へと、意志を込めて行動するのが肝心だと思います。昨年11月に、海の向こうのアメリカ合衆国でトランプさんが選挙に勝利し、今年1月20日大統領にカムバックしました。それに伴い、政府省庁の長官や幹部がガラッと変わります。MAGA（メイク アメリカ グレート アゲイン）の登場です。日本への影響は、良いこともあれば、悪いこともあるその両方です。直ぐにはありませんが、ゆっくりゆっくり円高になっていくと思われそうですし、株価は一進一退を繰り返し、これも上がっていくのではないのでしょうか。何やら予想屋みたいになってきました、信じないでください。一番気になるのは原油価格ですが、トランプさんは「ドリル ベイビー ドリル」と言っていますから、アメリカ国内で石油産出を増やし原油価格を引き下げる効果が期待できます。何しろ木曾街道ではレギュラーガソリン

がリッター200円超もするのですから、早く下がって欲しいですね。一方、日本国内は石破首相が「楽しい日本をつくる」と施政方針演説で述べました。どこかピンとこないスローガンです。斯くいう政権与党は昨年10月の衆議院選挙で大敗、少数与党へ転落しました。石破さんの言っていることは、ピンボケの感が否めません。コロナ後、日本はインバウンドで外国人観光客特需があるものの、この間、日本は、公共料金である電力、ガス、郵便料、公共交通の乗車賃などが軒並み上がりましたし、人件費などは最低賃金（長野県）比較で平成30年から令和6年の僅か6年間で21.6%も上昇しています。資材コストも軒並み30%を超えて上がっています。会社経営は決して楽ではなく、コストプッシュ要因の抑えから、価格転嫁へ舵を切る他なく、懊悩の表情で市場を見つめ、そのタイミングを見定めている所です。しかし、これらは織り込み済みというところもあろうかと思えます。経営は後追いではいけません、情報をキャッチし、自分なりの経験と知識と勘で方向を決め、PDCAサイクル、あるいはOODAサイクルを回すなどしていきましょう。

冒頭の『「災い転じて福となす」と「終わり良ければ全てよし」を心得として良き一年にしましょう。』と言う、この心得は単年で終わるものではなく、昨年の反省を糧に翌年も続いていくものです。このような覚悟の経営で、変革の荒波を乗り越えましょう。今年も木曾法人会のご愛顧をよろしくお願いいたします。



理事会であいさつする大沢会長
(上松町ひのきの里総合文化センター)

新年のごあいさつ



木曾税務署長 ^{かなだ} 金田 安晴

令和7年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人木曾法人会の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、大沢会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、税に関する各種研修会の開催、租税教室への講師派遣、「絵はがきコンクール」の開催など、税の啓発活動に取り組み、老人介護施設でのボランティア活動及びタオル・布類の寄贈など地域社会の健全な発展にご尽力いただいております。これらの様々な活動に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

本年も、地域社会に密着した魅力ある活動や積極的な会員増強活動が実を結び、より活力のある組織基盤が築かれますことをご期待申し上げます。

さて、国税当局では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、令和5年6月に「税務行政の将来像2023」を公表し、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて、税務行政のDXに取り組むこととしております。

こうした中、関係団体の皆様のお力添えもいただき、所得税につ

きましては、すでに7割以上の方にe-Taxで申告いただいております。間もなく、令和6年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えます。税務署では、マイナンバーカードを使った自宅からのe-Tax・スマホ申告及びキャッシュレス納付を強く推奨しております。マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携すれば、給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力することができ、便利で簡単に確定申告書が作成できますので、会員企業の役員・従業員の皆様におかれましては、より利便性が向上したe-Tax・スマホ申告を是非ともご利用いただきたいと思います。

結びに、新しい年が一般社団法人木曾法人会の更なる飛躍の年になりますとともに、会員の皆様方のご健勝並びに会員企業の益々のご繁栄を祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしく願い申し上げます。



理事会であいさつする金田税務署長

中学生の税についての作文

長野県納税貯蓄組合連合会長賞

税とこれからの社会

木曾町立木曾町中学校3年 奥原 優奈

みなさんは、「税」と聞いて、どんな印象を持つでしょうか。私からした税の印象は、みんなの生活を支える上で大切なものという印象もありますが、最近よくニュースで取り上げられている税についての話からは、あまり良い印象は持てません。なぜ、私が税に対してそういった印象を持ったのかというと、ニュースや新聞などで税に対する明るい報道をあまり見かけないからです。具体的に言うと、最近では「増税」についての話をよく耳にします。私からした増税に対する印象は、名前の通り、税が増えていくことだと思いました。ですが、実際に調べてみると、ただ税が増えていくこと以外にも、さまざまな理由や目的があり、また私たち社会に対してのメリットやデメリットもあるということがわかりました。

調べた結果から、増税の目的は、国などが行う施策の財源確保だそうです。例えば、社会情勢の変化など、何らかの理由により新たな施策が必要になったときに、施策の実現にはお金が必要になるため、税収を増やして財源を賄うという仕組みだそうです。次に増税によるメリットとデメリットについてです。まず、メリットから言うと、国や自治体の収入が増えることです。それによって、公共サービスなどを新たに実施したり、より充実させたりすることが可能になるそうです。また、消費増税前の駆け込み需要などのように一時的な経済効果を生むこと

も考えられるそうです。次に、増税のデメリットについてです。増税は、国民や企業の負担を増加させ、景気の悪化を招きかねないそうです。具体的に増税の事例から、「消費税」について調べてみたところ、消費税は1989年に導入され、導入当時は3%だったのがその後1997年に5%、2014年に8%、2019年には10%と、年々引き上げられていることがわかります。このような消費増税によって全世代が平等に負担を被る一方で、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化など、若い世代向けの施策が実施されていることもわかりました。

私は、「増税」について調べていく中で、企業や個人の負担が増加し景気が悪化するおそれもありますが、国や自治体の収入増加によって公共サービスなどをより充実させられるなどのメリットも見つけることができました。このような「税」に対する問題を通して私は、今後自分たちがより良い生活を送れるようにするためには、もっと先の未来の社会のことも考えつつ、全世代が平等に税の負担を受けようしたり、将来私たちが大人になったとき税に対して今よりもっと向き合えるように今から税に関する学習をすることも大切だと思います。私は、「税」を通して今よりも安心・安全な社会で、便利で快適な生活が送れるような国になってほしいと願っています。

中学生の税についての作文

木曽税務署長賞

税が私たちにしてくれること

上松町立上松中学校3年 小幡 羅奈

みなさんは「税金なんてなくなればいいのに」と思ったことはありませんか？例えば、買い物をするときに支払う消費税。増税に加え、近年は生活に必要な物品などの価格が上がり、負担を感じる人も多いと思います。消費税以外でも負担を感じることはあったのではないのでしょうか。ですが私は、税のおかげで今の生活があると思います。

私は、幼い頃から児童養護施設で育ちました。児童養護施設では主に、1歳から18歳未満の児童が生活しています。一般の家庭とは違う環境の中、今まで不自由なく生活することができました。安全に暮らせる建物があり、栄養のある食事が提供され、怪我をしたときや体調不良のときには病院で診てもらうことができ学校にも毎日通える。私はこうしたことを全て当たり前だと感じていました。ですが今回税について学び、調べてみて、児童養護施設で提供される食事やそこで働く職員の人件費も税で賄われていることがわかりました。私自身の生活と

税の関わりを知ることができて良かったです。

同様に、教科書や校舎、警察や病院など、私たちの暮らしに無くてはならないものではないのでしょうか。これらも税で賄われています。

このように、私たちが納めた税金が、私たちの生活を便利で豊か、そして安全で充実したものにしていくのです。

私は税について調べる前は、税はただの負担でしかないと思っていました。ですが、税について知った今は、税は生きていく上で、必要不可欠なものだと思っています。

このようなことから、私は税の大切さを改めて知ることができ、税に対する印象が大きく変わりました。税はただ支払うものではなく、様々な形で自分の支えにもなっているし他人の支えにもなっている、ということを感じました。これからは、そのときの生活が当たり前と思わずに、支えてくれる人、税金に感謝しながら生活していきたいと思いました。

税についての作文コンクール入選作品

長野県納税貯蓄組合 連 合 会 長 賞	税とこれからの社会	木曽町立木曽町中学校3年 奥原 優奈 さん
木 曽 税 務 署 長 賞	税が私たちにしてくれること	上松町立上松中学校3年 小幡 羅奈 さん
長 野 県 租 税 教 育 推 進 協 議 会 長 賞	税について	木曽町立日義中学校2年 織田 翼 さん
木 曽 郡 租 税 教 育 推 進 協 議 会 長 賞	「負担」を「希望」に	木曽町立日義中学校3年 征矢野莉子 さん
木 曽 地 区 納 税 貯 蓄 組 合 連 合 会 長 賞	税金について知れたこと	上松町立上松中学校3年 武居ひより さん

5年生に 税の解説付き“下敷”を寄贈 — 青年部租税教育活動・社会貢献事業 —

青年部は毎年、郡内小学校5年生の児童の皆さんに、租税教育用下敷きを寄贈しています。11月11日からの「税を考える週間」に合わせ、役員が手分けをして各小学校へお届けしています。今年のテーマは『災害が起きる前に！家庭でできる防災対策』。毎年、大きな災害が各地で

起きています。万が一の時に何を備えておくか、どれだけ準備したらよいのかなどについて掲載されています。各種の税金など歳入・歳出の状況や、税金の使われ方などを解りやすく記載した豆知識も載っています。これから6年生になって、「税に関する絵はがきコンクール応募」などで参考になる分かりやすい内容です。



青年部西野副部長と
木祖小学校安野教頭先生

税に関する 『絵はがきコンクール』表彰

全法連女性部による全国統一事業として、租税教育活動の一環として、「税に関する絵はがきコンクール」事業を実施しています。

木曾法人会でも、国税庁の後援もあり、木曾郡小学校長会や教育委員会への協力依頼を経て、毎年、管内全小学校の6年生児童の皆さんに応募を呼びかけています。今年もたくさんの応募をしていただき、総数は管内7小学校で103点でした。作品が集まったところで関係者によっ

て選考会を行い、最優秀作品については長野県連を通じて、全法連の審査会の対象作品として出展しました。

税を考える週間の11月14日の納税表彰式の中で、最優秀賞の児童他6名は賞状授与がありました。佳作で入選された児童の皆さんに、法人会女性部役員が各小学校へ賞状を授与に行っていました。



納税表彰式にて最優秀賞を
受賞した中畑寧々さん

大桑村支部活動

大桑村支部会員は、ボランティア活動としてアルミ缶・ペットボトルのキャップ回収を実施しています。12月6日にはペットボトルのキャップを集め、JA木曾さんへ寄付をする活動を行いました。

会員の方々の気持ちですが、少しでもお役にたてていければいいと思います。

糸魚川支所長（JA木曾南部）と
田口副会長（大桑村支部長）



木祖村支部活動

木祖村支部女性部キハダ染色講習会が、10月21日に藪原転作センターで開催されました。

毎年、作成したものが増えていくので楽しみです。

講師には木曾町の草木染作家 石橋芙美子さんをお迎えして行われました。

シルクの布地（シルクが一番色が染まるそうです）に、箸、輪ゴムを使って、色の染まらない箇所をいくつか作ります。その後、キハダの煮だした汁に織物をつけ何度かひっくり返したりして色がついたら、ミョウバンの入っているお湯に布をくぐらせます。それを2回程繰り返して、水洗いをして水気を絞り、輪ゴムを外してアイロンをかけて乾かしたら出来上がりです。

キハダのきれいな黄色い色と、所々染まらない白い部分が残りに、きれいな染物が出来上がり

ました。

キハダは木祖村支部会員の日野製薬株式会社さんの百草丸を製造した後の残渣（ごんさ）が使われました。日野製薬株式会社 石黒和佳子社長さんは、残渣は抗菌作用があるので、土に撒いているとおっしゃっていました。いつもは土に撒いていた物から、このようなきれいな色を抽出して染物になるのは驚きました。

今年も、木祖村の文化祭に出来上がった作品が展覧されました。（事務局 記）



経営者の安心を より確かなもの に変えていきたい。

日本の会社の99%を占める中小企業。
経営者の悩みはそれぞれ異なり、多種多様。
社長ひとり、社内のリソースで、解決するには難しいことがあります。
大同生命は保険だけでなく、あらゆる場面で経営者のお役に立てよう、
さまざまなプログラムやサービスをお届けしてきました。
これまで半世紀に渡り中小企業と向き合い、
ともに歩んできたからこそできる支援をここに。
保険とともに全力で経営者のみなさまを
サポートしていきます。

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

経営支援

サステナビリティ経営支援
健康経営®支援
人材採用・育成支援
災害時の安否確認
情報セキュリティ対策支援
など

病気・入院等で
働けなくなった場合の保障
お亡くなりになった場合の保障
勇退される場合のそなえ
など

経営者保障

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

その安心で、企業とともに未来をつくる。 **DAIDO 大同生命保険株式会社**

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829

CM特設サイトはこちら

AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション

ビジネスカード
40周年
記念サイト

<p style="font-size: 0.7em;">政府労災の上乗せ補償 ハイパー任意労災(業務災害総合保険)</p>	<p style="font-size: 0.7em;">地域社会に貢献する ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)</p>	<p style="font-size: 0.7em;">個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応 情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)</p>	<p style="font-size: 0.7em;">個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応 情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)</p>
<p style="font-size: 0.7em;">会社で入る医療補償 ハイパーメディカル(業務災害総合保険:メディカル特約)</p>	<p style="font-size: 0.7em;">企業向け第三者賠償責任保険 オールスターズ ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)</p>	<p style="font-size: 0.7em;">役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)</p>	<p style="font-size: 0.7em;">海外進出企業向けサポートプラン ワールドリスク WorldRisk</p>
<p style="font-size: 0.7em;">初めのご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える スマートプロテクト(総合事業者保険)</p>	<p style="font-size: 0.7em;">火災と地震災害に備える プロバティガード+企業地震保険 <small>(企業財産保険・ 財源保護補償特約・ 盗難・火災被害補償特約)</small></p>		

AIG 損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
松本支店
〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7F
TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。2024年4月時点の内容です。

(24-073013)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

**現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※1)にご契約の方は、
保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ変更ができます！**

例えば、40歳の時に
ご契約したスーパーがん保険^(※2)を
この機会に集団扱にすると^(※3)...

個別扱

月払

4,780円

➔

保障はそのまま！

集団扱

月払

4,480円

月々300円割安！

年間では3,600円もお得！

2024年1月現在

お手続きは簡単です！

集団扱への変更は早い方がお得！

(※1)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり贈れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※2)＜すでにご契約のがん保険の例＞スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※3)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505

視察研修旅行 ～紅葉シーズンの京都観光～

木曾法人会では会員の皆さんの親睦を兼ねて、隔年で一泊二日の研修旅行を実施しています。新型コロナの影響で平成30年以降、視察研修旅行を中止していましたが、今年度は再開し、11月26日～27日に23名の参加者で秋の紅葉が素敵な京都へ行ってきました。

今年は暑い日が続いたせいか、紅葉の季節にはもう少しだったような気がします。さて、1日目の見学は【石山寺】です。NHK大河ドラマ『光る君へ』の主人公、紫式部が石山寺から琵琶湖に映る月を見て「源氏物語」を書き始めたと言われているお寺です。門をくぐると紅く染まった紅葉がきれいでした。上り坂をどんどん行くと、大きな岩山が見えてきました。これが石山寺の由来なんだと思いました。2つ目の見学地、【三千院】では雨が降ってしまい、傘をさしての見学でしたが、雨に濡れた紅葉もきれいでした。皆さん、思い思いに写真を撮っていました。

そして、宿では皆さんお楽しみの夕食・懇親会。美味しい料理にお酒も入って、皆さん楽しく笑いが絶えなかったです。2日目は、京都嵐山にある【天龍寺】。前日の雨もあがり、鮮やかな紅葉を見ることができました。京都の観光名所ということもあり特に外国人の観光客が多かったです。昼食は、精進料理です。料理の品数も多く美味しく頂きました。昼食後は、名残惜しかったですが、京都嵐山を後ろに帰路へ。

行き帰りのバス車内での賑やかな宴会、また宿での楽しい宴会・カラオケで盛り上がり楽しい2日間でした。皆さんのご協力のおかげで無事に行ってこられました。ありがとうございました。次回も研修旅行を通じて会員同士の交流・親睦が図られるような企画をしてまいりたいと思います。次回も、より多くの会員の皆様のご参加をお願いします。

(事務局 旅行幹事記)



石山寺 紫式部像



天龍寺紅葉をバックに

上松町支部 有限会社越前屋

〒399-5607

木曾郡上松町大字小川 2379 (店舗)

TEL 0264-52-2081



木曾八景のひとつ「寢覚の床」入口近くに当店はございます。創業寛永元年(1624年)。令和6年(2024年)で四百年を迎えま



した。

十返舎一九は当店のそばを食し「五色」と題して五色の色を表現しました。

岡本一平、前田青邨など様々な画人、文人に愛された越前屋に是非お立ち寄りいただき、代々伝わる四百年の伝統の味をご賞味ください。



会 員 企 業 の ご 紹 介

木祖村支部 株式会社 山路板金

代表取締役 山路 卓

〒399-6201

長野県木曾郡木祖村藪原 843-1

TEL 0264-36-3746

FAX 0264-36-2277

E-mail yamajibankin.com



平成24年に個人創業し、令和6年9月に法人化しました。

木曾郡や長野県内外の戸建住宅の板金工事・屋根工事・雨樋工事などを手掛けています。

最近では板金組合員の数も減る中、成り手の育成や、若い方の養成にも力を入れていきたいと思っています。



● 飲食部門

やぶはら高原スキー場内
カフェ&レストランALPEN

〒399-6202

長野県木曾郡木祖村菅 2967-10

TEL 0264-36-2528

営業時間 8:00 ~ 16:30

(スキーシーズンのみ)



グリーンシーズンは、ブライダルや宴会、野外でのBBQもご好評頂いております。

是非一度お出掛け下さい。



税金Q&Aコーナー

今回の「税金Q & Aコーナー」第46弾は、消費税のインボイス制度における仕入税額控除に関する取り扱いについて説明します。

Q1 適格請求書等保存方式の下での仕入税額控除の要件を教えてください。

A1 適格請求書等保存方式の下では、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件とされています（消法30⑦）。

保存すべき請求書等には、適格請求書のほか、次の書類等も含まれます（消法30⑨）。

イ 適格簡易請求書

ロ 適格請求書又は適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録

ハ 適格請求書の記載事項が記載された仕入明細書、仕入計算書その他これに類する書類（課税仕入れの相手方において課税資産の譲渡等に該当するもので、相手方の確認を受けたものに限ります。）（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

ニ 次の取引について、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類（書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を含みます。）

- ・卸売市場において出荷者から委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の販売
- ・農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等が生産者（組合員等）から委託を受けて行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式によるものに限ります。）

なお、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められません（消法30⑦、消令49①、消規15の4）。

- ①公共交通機関特例の対象として適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ②適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引（①に該当するものを除きます。）
- ③古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物（古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ④質屋を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの質物（質屋を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の取得
- ⑤宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物（宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ⑥適格請求書発行事業者でない者からの再生資源及び再生部品（購入者の棚卸資産に該当するものに限ります。）の購入
- ⑦適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等

- ⑧適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限りです。）
- ⑨従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）

（注）一定規模以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています（28年改正法附則53の2、改正令附則24の2①）。

Q2 当社は、事業に必要な消耗品等を従業員が自ら購入し、その際受領した適格簡易請求書と引き換えに、当該消耗品費を支払っています。この場合、当該適格簡易請求書の宛名には「従業員名」が記載されているのですが、これをそのまま保存することで、当社は仕入税額控除を行ってもよいでしょうか。

A2 従業員が事業に必要なものとして購入した消耗品等の代金を貴社が負担する場合には、それは貴社が負担すべき費用を従業員から立替払を受けたこととなります。原則として、本来宛名の記載を求められない適格簡易請求書であったとしても、書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称として仕入税額控除を行う事業者以外の者の氏名又は名称が記載されている場合には、当該適格簡易請求書をそのまま受領し保存したとしても、これをもって、仕入税額控除を行うことはできません。

しかしながら、当該従業員が貴社に所属していることが明らかとなる名簿や当該名簿の記載事項に係る電磁的記録（以下「従業員名簿等」といいます。）の保存が併せて行われているのであれば、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、当該従業員名簿等の保存をもって、貴社は当該消耗品費に係る請求書等の保存要件を満たすこととして、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、従業員名簿等がなく、立替払を行う者である従業員を特定できない場合には、宛名に従業員名が記載された適格簡易請求書と、従業員が作成した立替金精算書の交付を受け、その保存が必要となります。

Q3 当社は、仕入先が多数あり、登録番号の記載のない請求書の交付を受けることも多くあります。この場合、登録番号のない請求書等に係る課税仕入れについて、適格請求書発行事業者から交付を受けたものを含め、一律に、その仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けてもよいでしょうか。

A3 適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れであっても、適格請求書等保存方式開始から一定期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています（28年改正法附則52、53）。

ただし、当該経過措置の適用は、取引の相手方が適格請求書発行事業者以外の者である場合に限りませんので、例えば適格請求書発行事業者から交付を受けた登録番号のない請求書等を含め、区分記載請求書等の記載事項を満たしたものの保存がある場合には、一律に、当該経過措置の適用を受けることとなります。

税務署からのお知らせ

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

受賞のご報告

関東信越国税局長納税表彰

10月29日埼玉県さいたま市において、税務関係民間団体の活動を通じて、納税道義の高揚に功績を称えられ、木曾法人会会長 大沢謙一氏が国税局長納税表彰を受賞されました。

税務署長納税表彰

11月14日木曾町文化交流センターでの納税表彰式にて、申告納税制度の普及発展に努められた功績を称えられ、副会長（木曾町支部長）家高敏彰氏が税務署長納税表彰を受賞されました。

県税功労者表彰

11月15日木曾合同庁舎にて税務行政に協力した功績を称えられ、理事 税制委員長（木曾町支部）進藤賢一氏が県税功労者知事感謝状表彰を受賞されました。

受賞された皆さん、誠におめでとうございます。



県連からのお知らせ

長野県法人会連合会 研修動画 視聴のお願い

長野県法人会連合会では、経営者向けの研修動画（3種類）を制作しました。いずれも12分程度でまとめてあり、スマホで空き時間などを利用して視聴いただければ幸いです。

関東信越税理士会長野支部
たかてら ゆか
高寺 佑佳 税理士が解説



長野県法人会連合会Youtubeチャンネル

検索 🔍



▶管理者向けハラスメント動画



▶令和6年度版
源泉所得税実務のポイント



▶優先して見るべき
決算書のポイント



令和7年度 税制改正要望書・法人市町村民税における 標準税率採用のお願いを提出

全法連が全国の法人会から上げられた税制要望をとりまとめたものを、毎年12月中旬に管内6ヶ町村の町村長・議会議長へ提言をしております。今年も、担当支部長・税制委員長・税制委員などが要望書を提出しました。

木曾法人会では、【法人市町村民税における標準税率採用のお願い】を重点的にお願いしておりますが、管内6ヶ町村とも採用には未だ至っておりません。今後も要望実現の活動を行っていきます。



12月16日 南木曾支部税制委員の下垣外さんが町・議会へ要望書を提出

10月

- 21日 木祖村支部女性部キハダ染色講習会
(藪原 転作センター)
- 24日 広報委員会 (建設会館)
- 25日 県連税制委員会・税制研修会 (佐久市)

11月

- 13日 支部事務局担当者連絡会議 (肥田亭)
- 14日 納税表彰式 (木曾町文化交流センター)
- 15日 県税功労者表彰 (木曾合同庁舎)
- 26日～27日 視察研修旅行 (京都)

12月

- 6日 ブロック別税務研修会 中北部会場
(木曾町文化交流センター)
- 10日 ブロック別税務研修会 南部会場
(南木曾商工会館)
- 11日 税制委員会 (建設会館)
県連青年部連絡協議会 (飯田市)
- 12日 税務関係団体連絡協議会 (合同庁舎)
- 13日 総務委員会 (建設会館)
- 17日 県連女性部連絡協議会 (諏訪市)
- 18日 県連事務局長会議 (松本市)

1月

- 16日 県連組織委員会 (松本市)
- 22日 県連総務委員会 (長野市)
正副会長会 (鳥鍵)

事務局日誌

2月

- 5日 令和7年度税制セミナー
(オンライン参加)
- 6日 第3回理事会
(上松町ひのきの里総合文化センター)
福利厚生制度推進連絡協議会
(上松町ひのきの里総合文化センター)
役員合同研修会
(上松町ひのきの里総合文化センター)



ブロック別税務研修会
(木曾町文化交流センター)



ブロック別税務研修会
(南木曾町商工会館)